

各都道府県

福祉有償運送制度ご担当部長 殿

国土交通省 自動車交通局旅客課長

運営協議会の設置促進及び道路運送法に基づく
許可取得促進に向けた協力をお願いについて

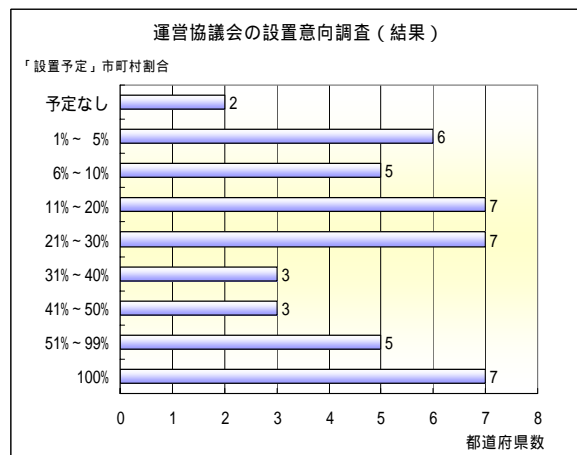
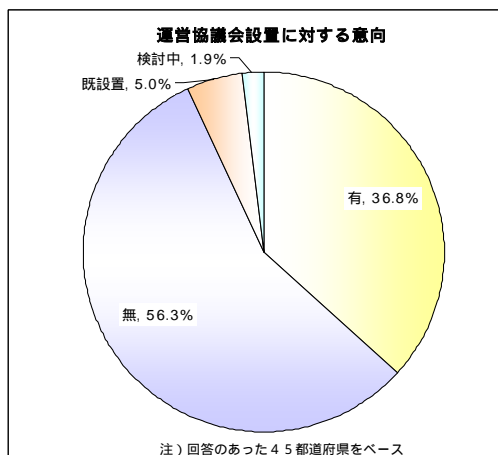
高齢者、身体障害者等の移動制約者に対するSTSにつきましては、本年4月に各都道府県のご協力の下実施致しました各市町村に対するアンケート結果につきまして現時点における集計状況等をお知らせするとともに、依然として運営協議会の設置状況が思わしくないことを踏まえ今後の対応方策について、以下のとおり実施して参りたいと考えておりますので引き続き、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. アンケート結果及び運営協議会設置状況について

アンケート結果の概要について【概要】(未提出：2)

結果の概要につきましては、別紙1のとおりですが、運営協議会の設置予定については、県が主体となり県全域に運営協議会を設置する地域もあるものの、一方では、関係市町村の全てにおいて「設置予定なし」との県もあり、地域による格差が生じている状況が伺えます。



国土交通省においてとりまとめた、本年7月31日現在の運営協議会の設置状況については、別紙2のとおりとなっています。

2. 道路運送法に基づく許可取得の促進について

(1) 運営協議会の設置促進について

既にご案内のとおり、NPO等の非営利法人が、有償で自家用自動車による移動制約者の通院等の運送を継続していくためには、道路運送法第80条許可の取得が不可欠であり、そのためにも運営協議会の設置が必要となります。

上記1のアンケート結果及び現時点における運営協議会の設置状況等を踏まえると、運営協議会の設置については、必ずしも順調に推移していないことが伺えます。それぞれの地域事情があるとは承知しており、高齢者・身体障害者等の移動制約者の移動のニーズに応え、地域福祉を充実していくためには、さらなる許可取得に向けた促進方策を今後とも展開していくことが必要であります。

つきましては、地方運輸局及び運輸支局等と連絡を密にされ、運営協議会の設置について、都道府県の積極的な関与により関係市町村を強力に指導されるよう、重ねてお願いいたします。

また、今後、本アンケート結果等を踏まえ、直接、国土交通省から関係都道府県の担当窓口あて運営協議会の設置促進方策についての具体的な依頼を行うこともありますので、予めご了解下さいますようお願い申し上げます。なお、アンケート調査の結果、「運営協議会設置方法が不明」と回答のあった市町村に対しては、関係地方運輸局又は運輸支局等へ問い合わせる等のご指導を併せてお願いいたします。

(連絡先：別紙3)

(2) 訪問介護事業者に対する道路運送法上の許可取得に向けた取組みについて

平成16年3月に厚生労働省と国土交通省においてとりまとめた「介護輸送に係る法的取り扱いについて」において、指定訪問介護事業者等が提供する、通所、通院等のための輸送については、それが「訪問介護サービスと連続して、又は一体として行うもの」については、道路運送法の旅客自動車運送事業に該当することとなるため、一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得することが必要となっております。しかしながら、現在、訪問介護事業者のうち、道路運送法の4条(一般乗用旅客)又は43条(特定旅客)のいずれかの許可を取得している事業者は少数にとどまっているため、今後、早急に道路運送法に基づく許可の取得を促進していくことが必要となっているため、これらに対する措置として、別途、各都道府県の介護保険担当部署あて訪問介護事業者に対する本趣旨の周知方お願いする予定でありますので、予めご承知おき下さい。また、その際には再度ご連絡いたしますので併せてご承知おき下さいますようお願い致します。

【添付資料】

別紙1：アンケート結果

別紙2：運営協議会設置状況(17.7.31現在)

別紙3：国土交通省各地方運輸局及び運輸支局連絡先

【参考資料】

別紙 4 : 介護輸送に係る法的取扱い (概要)

別紙 5 : 「全国介護保険担当課長会議」配布資料 - 抜粋 - (H17.9.26 開催)

問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課新輸送サービス対策室 担当 ; 中村・石原

03-5253-8568 (直通) 電子メールアドレス ryokaku@mlit.go.jp

Fax 03-5253-1636

介護輸送等に係る運営協議会設置に関するアンケート集計表

都道府県	市町村数			提出市町村	未提出市町村	運営協議会の設置意向				- 2 運営協議会の設置意向が『無』の場合				
	市	町	村			1.有	2.無	3.既設置	検討中	a.運送実態がない	b.市町村との調整が必要	c.設置を求めてこない	d.設置方法がわからない	e.その他又は意見等
1 北海道	34	150	23	207	0	81	122	2	2	61	21	33	3	31
2 青森県	9	29	8	47	(1)	26	17	3	1	8	4	5	4	6
3 岩手県	13	29	16	58	0	58	0	0	0					
4 宮城県	13	31	1	35	10	9	21	0	4	11	8	1	1	5
5 秋田県	11	24	7	39	3	5	33		1	21	5	3	4	1
6 山形県	13	27	4	44	0	0	44	0	0	25	8	5	3	19
7 福島県	11	47	25	82	1	6	76			51	15	6	2	8
8 茨城県	26	27	9	62	0	24	32	1	5	11	15	6	3	16
9 栃木県	13	31	2	46	0	46								
10 群馬県	13	27	20	56	4	32	22	2		6	10	5	4	5
11 埼玉県	40	39	6	85	0	85								
12 千葉県	33	39	5	77	0	23	48	5		19	11	14	2	14
13 東京都	26	5	8	40	(1)	33		3	3	6		2		6
14 神奈川県	19	17	1	37	0			37						
15 新潟県	20	17	8	33	12	4	28		1	17	5	2	2	4
16 富山県	10	9	2	11	10	3	19			8	5	3	3	5
17 石川県	10	12		22	0	5	14	1	2	2	4	6	2	4
18 福井県	8	18	3	27	2	4	20	1	1	8	9	4	2	3
19 山梨県	12	16	10	30	8	13	17			6	5	3	1	3
20 長野県	18	30	54	102	0	102								
21 岐阜県	21	24	2	37	10	14	22		1	12	5	6	1	9
22 静岡県	24	31	1	57	(1)	11	43	1	1	22	9	7	2	15
23 愛知県	32	36	6	74	0	46	26	2	13	7	4		6	
24 三重県	15	26	6	47	0	37	10			2	8		1	
25 滋賀県	13	20		32	1	9	21	0	2	5	5	4	2	7
26 京都府	13	24	1	38	0	13	25			7	12	6	6	9
27 大阪府	33	9	1	43	0	43								
28 兵庫県	28	32		60	0	8	52	0	0	23	9	4	3	20
29 奈良県	11	18	14	44	(1)	2	40		2	22	13	74	4	6
30 和歌山県	7	32	4		43									
31 鳥取県	4	16	1	20	1	4	15	1		7	2	6	2	3
32 島根県	8	17	3	29	(1)	3	26			14	4	3	3	6
33 岡山県	14	22	3	33	6			39		7	9	7	4	5
34 広島県	15	14		28	1	3	25			12	7	6	1	5
35 山口県	13	19	1	31	2	1	30	0	0	18	3	5	1	6
36 徳島県	7	25	3	18	17	1	16	1		9	2	2	2	
37 香川県	7	28		36	(1)	1	35	0	0	19	5	4	0	1
38 愛媛県	11	12	1	23	1	1	22	0		13	1	8	1	4
39 高知県	9	26	10	33	12	0	31	2		23	6	5	4	
40 福岡県	26	50	5	39	42	7	30	1	1	19	3	3	1	8
41 佐賀県	8	23	4	36	(1)	16	20			8	8	5	4	4
42 長崎県	11	32	1		44									
43 熊本県	14	42	11	68	(1)	12	49	7		28	10	8	7	8
44 大分県	12	11	2	25	0	4	20		1	9	4	5	2	6
45 宮崎県	9	28	7	44	0	0	44			24	6	11	7	4
46 鹿児島県	15	54	5	60	14	4	71	0	0	35	6	3	1	1
47 沖縄県	10	15	24	44	5	2	40	0		20	6	1	4	6
計	742	1,310	328	2,139	241	801	1,226	109	41	625	272	281	105	263

各県等運営協議会設置状況

平成17年7月31日現在

都道府県	15年度特区により運営協議会設置	16年度運営協議会設置	17.4~17.7末
北海道	[福祉] [過疎]	枝幸郡歌登町(16.7.21)、空知郡南富良野町(17.3.30)	上磯郡知内町(17.4.20)
青森県	[福祉] [過疎]	福地村(17.2.15)、七戸町(17.2.16)、八戸市(17.2.16)	
山形県	[福祉]		朝日村(17.6.27)
茨城県	[過疎] [福祉]	常陸太田市(16.9.6)「旧里美村」 阿見町(17.3.29)	東海村(17.7.8)
栃木県	[福祉]		宇都宮市(17.6.10)、 県西地区「鹿沼市、日光市、今市市、西方町、粟野町、足尾町、藤原町、栗山村」(17.6.30)
群馬県	[福祉] [過疎]	高崎市(17.2.17)	勢多郡東村・黒保根村(17.5.30)
千葉県	[福祉]	大網白里町(16.12.21)、岬町(17.2.9)、佐倉市(17.3.29)	柏市(17.4.13)、流山市(17.7.28)
東京都	[福祉]	世田谷区(15年度特区) 練馬区(16.12.20)、板橋区(17.3.11)	杉並区(17.6.3)、中野区(17.6.22)、太田区(17.6.28)、豊島区(17.6.29)
神奈川県	[福祉]	大和市(15年度特区)、 神奈川県【横浜市(16.11.29)、県北部地区(17.2.14) 湘南東部地区(17.2.15)、県央地区(17.3.25)、県西部地区(17.3.28)、湘南西部地区(17.3.30)、川崎市(17.5.20)、横須賀三浦地区(17.6.28)】	
山梨県	[福祉]		都留市(17.6.8)
石川県	[福祉]	輪島市(17.3.1)	志賀町(17.7.8)
長野県	[福祉] [過疎]	三水村(15年度特区)、小海町(15年度特区) 中川村(16.3.29)	
福井県	[福祉]	丸岡町(16.7.2)	
岐阜県	[過疎]	飛騨市(旧河合村・宮川村「15年度特区」)(17.3.4)	
静岡県	[福祉]	雄踏町(16.10.14)	
愛知県	[福祉] [過疎]		岡崎市(17.4.15) 豊根村(16.7.26)
三重県	[福祉]	松阪市(旧飯高町)「15年度特区」	南勢志摩地区11市町村(17.5.31)
京都府	[過疎]	京都市(17.2.1)	
大阪府	[福祉]	枚方市(15年度特区)	大阪府【北摂地区(能勢町、豊能町、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊中市、吹田市、摂津市)、泉州地区(堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市、岸和田市、貝塚市、能取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町)、中部地区(東大阪市、八尾市、松原市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、美原町、太子町、大阪狭山市、富田林市、河南町、千早赤阪村、河内長野市)、河北地区(寝屋川市、交野市、四条畷市、守口市、門真市、大東市)、大阪市】
兵庫県	[福祉]	宍粟郡山崎町(16.9.2)	
鳥取県	[過疎]	倉吉市(16.7.22)	
島根県	[福祉]	島根町(開催日16.12.15)	
岡山県	[福祉] [過疎]	岡山県【岡山地区、倉敷地区、勝英地区、東備地区、真庭地区、津山地区、(15年度特区)】 岡山市足守地区(16.7.14)	
徳島県	[過疎]	上勝町(15年度特区)	
高知県	[福祉]	高知市(16.11.16)、室戸市(17.1.25)	
福岡県	[福祉]	小郡市(16.12.10)	
熊本県	[福祉]	菊池市(15年度特区)、玉名市(15年度特区)、熊本県他10市町村(15年度特区)	
大分県	[福祉]		日田市(17.6.22)
沖縄県			
福祉有償運送	10	22(11:7(特区)+4(追加認定地区))	16(6)
過疎地有償運送	2	7	1

西東京市、上越市、古平町、群馬県、小金井市、天草地域(セダン特区認定。運営協議会は未設置)

地方運輸局・運輸支局等 担当窓口

申請手続き、各種問い合わせに関しては運輸支局・事務所をお願いします。

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号	運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
北海道運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(011) 290-2742	近畿運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(06) 6949-6446
	札幌運輸支局 輸送課	(011) 731-7167		滋賀運輸支局 企画輸送課	(077) 585-7253
	函館運輸支局 輸送課	(0138) 49-5700		京都運輸支局 輸送課	(075) 681-9765
	旭川運輸支局 輸送課	(0166) 51-5272		大阪運輸支局 輸送課	(072) 822-6733
	室蘭運輸支局 輸送課	(0143) 44-4026		神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送課	(078) 453-1104
	釧路運輸支局 輸送課	(0154) 51-2521		奈良運輸支局 企画輸送課	(0742) 61-7823
	帯広運輸支局 企画輸送課	(0155) 33-3281		和歌山運輸支局 輸送課	(073) 422-2138
	北見運輸支局 企画輸送課	(0157) 24-7631			
東北運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(022) 791-7530	中国運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(082) 228-3436
	青森運輸支局 輸送課	(017) 739-1502		鳥取運輸支局 輸送課	(0857) 22-4110
	岩手運輸支局 輸送課	(019) 638-2155		島根運輸支局 輸送課	(0852) 37-1311
	宮城運輸支局 輸送課	(022) 235-2515		岡山運輸支局 輸送課	(086) 273-2113
	秋田運輸支局 企画輸送課	(018) 863-5813		広島運輸支局 輸送課	(082) 233-9167
	山形運輸支局 企画輸送課	(023) 686-4712		山口運輸支局 輸送課	(083) 922-5336
	福島運輸支局 輸送課	(024) 546-0343			
	関東運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(045) 211-7246	四国運輸局	自動車交通部 旅客課
茨城運輸支局 輸送課		(029) 247-5244	徳島運輸支局 輸送課		(088) 641-4811
栃木運輸支局 企画輸送課		(028) 658-7011	香川運輸支局 企画輸送課		(087) 882-1357
群馬運輸支局 企画輸送課		(027) 263-4440	愛媛運輸支局 輸送課		(089) 956-1563
埼玉運輸支局 輸送課		(048) 624-1032	高知運輸支局 輸送課	(088) 866-7311	
千葉運輸支局 輸送課		(043) 242-7335			
東京運輸支局 輸送課		(03) 3458-9233	九州運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(092) 472-2527
神奈川運輸支局 輸送課		(045) 939-6801		福岡運輸支局 輸送課	(092) 673-1191
山梨運輸支局 企画輸送課	(055) 261-0880	佐賀運輸支局 企画輸送課		(0952) 30-7271	
		長崎運輸支局 輸送課		(095) 839-4747	
		熊本運輸支局 輸送課		(096) 369-3155	
		大分運輸支局 輸送課		(097) 558-2107	
北陸信越運輸局	自動車交通部 旅客課	(025) 244-7579	宮崎運輸支局 輸送課	(0985) 51-3952	
	新潟運輸支局 輸送課	(025) 285-3124	鹿児島運輸支局 輸送課	(099) 261-9192	
	富山運輸支局 輸送課	(076) 423-6618			
	石川運輸支局 輸送課	(076) 291-7853	沖縄総合事務局	運輸部 陸上交通課	(098) 866-0061
	長野運輸支局 輸送課	(026) 243-4603		沖縄陸運事務所 輸送課	(098) 877-5140
中部運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(052) 952-8036			
	福井運輸支局 輸送課	(0776) 34-1600			
	岐阜運輸支局 輸送課	(058) 279-3714			
	静岡運輸支局 輸送課	(054) 261-2898			
	愛知運輸支局 輸送課	(052) 351-5312			
	三重運輸支局 輸送課	(059) 234-8411			

介護輸送に係る法的取扱い方針

平成16年3月16日

厚生労働省
国土交通省

(1) 訪問介護

訪問介護事業者が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可(一般又は特定)によることを原則とし、福祉輸送について参入、運賃等について規制を緩和する。NPO等の非営利法人は、一定の手続、条件の下で、自家用自動車の有償運送許可によることができる。

訪問介護員等が自己の車両で要介護者を有償で輸送する場合についても、自家用自動車の有償運送許可によることができる。

一定の準備期間の後、訪問介護サービス等に連続して輸送を行う場合は、道路運送法の許可を求めることとし、無許可で輸送を行う事業者については、介護報酬の対象としないものとする。

(2) 施設介護

施設介護事業者が行う要介護者の送迎輸送については、自家輸送であることを明確化するとともに、輸送安全の向上の観点から、運行管理体制の確保、送迎輸送の外部委託化等を促進する。

(3) 重点指導期間

上記の実施に当たっては、一定の準備期間を設け、業務適正化、許可取得等に向けた重点指導を行う。

福祉有償運送等に係る道路運送法第80条許可の運営協議会の設置状況について

- 訪問介護事業等が行う要介護者等の輸送等に係る道路運送法の許可の取扱いについては、平成16年3月に厚生労働省と国土交通省において取りまとめた「介護輸送に係る法的取扱いについて」(以下「ガイドライン」という。)により、重点指導期間内に所要の許可を取得しない場合には、道路運送法違反として行政処分及び刑事告発の対象となりうるほか、介護報酬の対象としないこととしている。
- NPO等が自家用自動車による要介護者等の有償運送を継続する場合には、道路運送法第80条許可の取得が必要となるが、同許可の取得手続きに当たっては、運営協議会における調整が前提となっている。このため、本年3月に運営協議会の設置状況及び今後の設置の見通しについてアンケート調査を実施したが(参考2の事務連絡を参照)、今般、国土交通省において調査結果を取りまとめたので、情報提供する。
- あわせて、各都道府県においては、市区町村における運営協議会の設置について、引き続き、地方運輸局及び運輸支局等との連絡を密にし、都道府県の積極的な関与により関係市区町村への周知、設置の促進に留意されたい。